

東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 3 日

東京都板橋区長      坂      本      健

## 東京都板橋区条例第 1 号

### 東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例

東京都板橋区あいキッズ条例（平成 2 5 年板橋区条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「前項第 2 号イ」を「第 1 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 2 号ア及びイの規定にかかわらず、規則で定める小学校におけるあいキッズの実施時間については、同号ア及びイ中「午前 8 時から」とあるのは、「午前 7 時 3 0 分から」と読み替えて適用する。

別表第 2 に備考として次のように加える。

備考 第 5 条第 2 項に規定する規則で定める小学校におけるこの表の適用については、「午前 8 時から」とあるのは、「午前 7 時 3 0 分から」と読み替えて適用する。

### 付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。